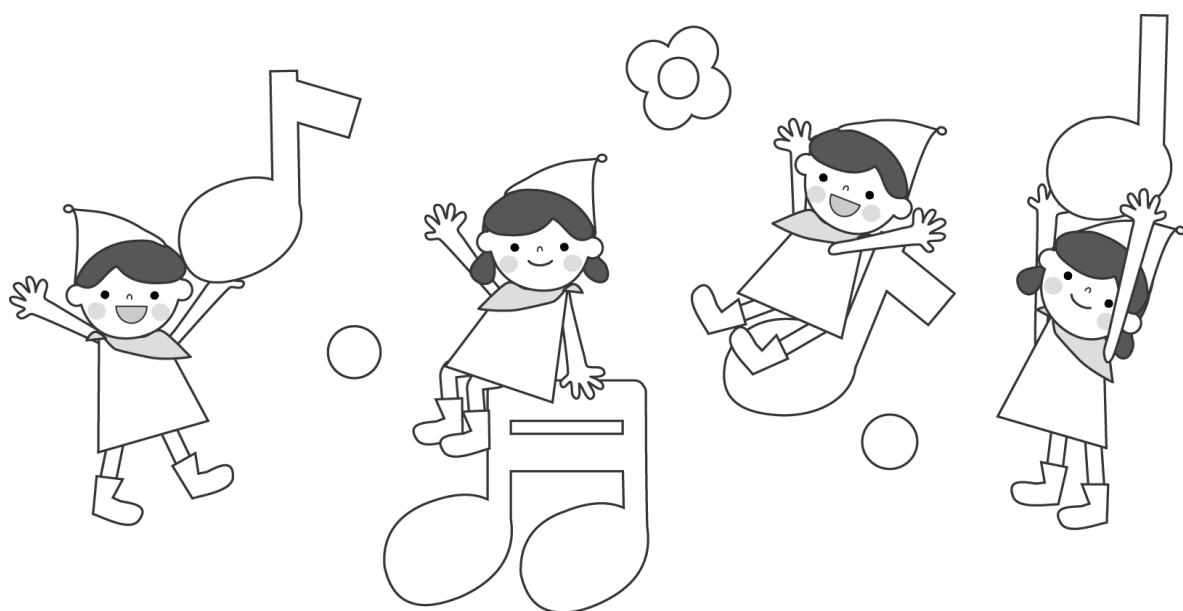


保 健 の し お り



双葉の園保育園

目次・・・

1.はじめに

2.薬の取り扱いについて

3.保育園での与薬について

4.感染症について

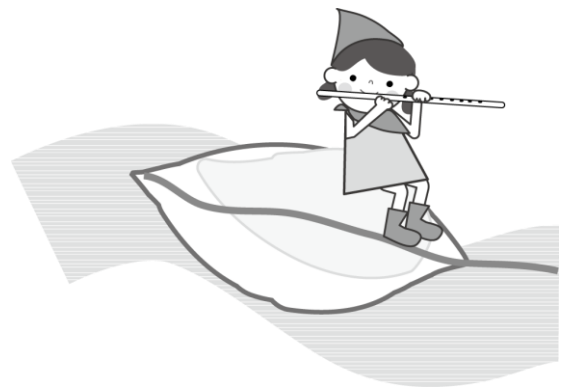
5.感染症の経過

6.保育園からの連絡

7.「独立行政法人 日本スポーツ振興センター」につし

8.感染症一覧表

9.治癒証明書・登園許可書



1.はじめに

ご入園おめでとうございます。
これから沢山のお友達と、毎日楽しく過ごしましょう。

保育園に通うこの時期は、まだ身体も未完成であるため、感染症にかかりやすく、気温の変化や環境の変化など、些細なことで体調を崩すことが多くみられます。

また、成長や発達において、とても重要な期間でもあります。

保育園ではご家庭との連絡を密にすることで、大切なお子様に温かな環境と保育を提供していきたいと考えています。

是非、ご理解いただき、心配に思うことなどがありましたら、ご相談いただきたいと思います。



2.薬の取り扱いについて

本園では原則として内服、軟膏塗布、点眼等の投薬は行っていません。

※主治医の診察を受ける時は・・・

- ・お子さんが現在、〇〇時から〇〇時まで、保育園に在園していること。
- ・保育園では薬の投薬は行っていないこと。

を、お伝えください。

ただし、慢性の病気で保育時間内に薬の使用なしでは、健康な日常生活が過ごせない場合に限り、保育園で薬をお預かりします。

これは、目黒区立保育園と同じです。
目黒区の保育園として、本園も同じ取り扱いとしております。



3. 保育園での与薬について

目黒区

目黒区では、保育園での与薬につきましては次のように考え、取り扱いを定めております。

与薬は「医療行為」ですので、保育園では原則として行いません。そのため、与薬が必要な場合は、登園前または帰宅後に、ご家庭で与薬していただきます。

主治医の診察を受ける際には、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では「原則として与薬は行っていない」ことをお伝えください。

ただし、厚生労働省「保育所保育指針」で「慢性の病気の日常における投薬や処置については、子どもの主治医又は嘱託医の指示に従うとともに、保護者や主治医との連携を密にするよう努める」とされており、慢性の病気で保育時間内に薬の使用なしでは健康な日常生活が過ごせない場合に限り、保育園で薬をお預かりいたします。

保育園で与薬できるのは次の①～③のすべてに該当する場合に限り、

- ①長期にわたり、保育時間内に薬の使用なしでは健康な日常生活が過ごせない場合。
- ②保護者の依頼書及び主治医の指示書があること。
- ③次のア～ウのいずれかに該当すること。
 - ア)慢性疾患(心臓病など)の治療薬
 - イ)熱性けいれん・けいれん性疾患などの予防薬
 - ウ)アトピー性皮膚炎などの軟膏

【保育園で与薬する際の注意事項】

- (1)保護者からの「与薬依頼書」と主治医の「与薬指示書」を提出していただきます。
- (2)主治医の「与薬指示書」は、目黒区の方針を理解していただいた上で、なお保育園での与薬が必要と判断されたものに限り提出していただきます。「与薬指示書」の作成費用は保護者負担となります。
「与薬指示書」には「病名」「薬品名」「与薬時間」「指示年月日」「処方した医師名」が記載され捺印してあることが必要で、有効期間は6カ月となっています。(所定の用紙があります。)
- (3)薬は主治医が処方し調剤したもの、あるいは主治医の処方によって薬局で調剤したもので、保護者が既に何回か使用したことがあるものに限り、(市販薬は対応いたしません)
- (4)薬は児童名を記入した当日分のみを持参し、保護者から保育園職員に直接手渡していただきます。
- (5)保育園での与薬が決定した場合、上記以外にも細かい約束ごとがありますので保育園職員の指示に従ってください。
- (6)与薬に関する疑問等は保育園にご相談ください。

4.感染症について

☆感染症にかかったら・・・

基本的に人に感染してしまう病気になった場合は、保育園はお休みをしていただきます。しかし、感染症には色々な特徴があるので、正しく診察を受ければ登園可能な病気もあります。

※登園時には治癒証明・登園許可書が必要です。(医師が記入したもの)

感染症は、知らない間にうつされて発病することが多いものです。万一、お子さんがこれらの病気にかかった場合は、他人にうつさないように心がけましょう。これは、乳幼児の集団生活の場である保育園においては、特に大切なことです。

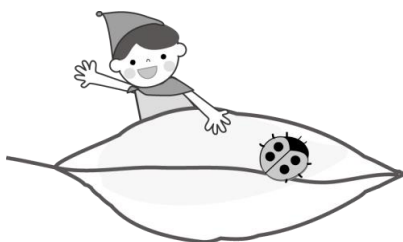
多くの感染症は、うつってから発病するまでの期間(潜伏期)に長い日数があり、その間にある程度の対策をこころがけることができます。これらの病気にかかった場合は、すぐに休ませて外出しないようにすると同時に、保育園に連絡をお願いします。

そして、まだその病気にかかったことのない兄弟姉妹がいるときは、すでに病気がうつっている場合もあります。潜伏期を計算して発病の時期を予測し、発病に注意してください。

ウイルス性の病気は、特に髄膜炎、脳炎、心筋炎などの重い病気を起こすことがあります。症状が軽くても安静にさせることが大切です。

◆**感染症にかかった場合は、必ず、保育園にご連絡ください。**

双葉の園保育園 TEL 03-3465-0270



5.感染症の経過

「麻疹（はしか）」

発熱の後、咳が強く出て、目が充血したり、目ヤニが出ます。熱は2～3日で一旦低めになります。再び、発熱し発疹が出現します。この発疹は1日か2日で全身に広がり、この頃に最も高熱になります。（39℃以上になることも珍しくありません）

発疹が出る1日か2日前から口の中、頬の内側の粘膜に「コプリック斑」という特有の斑点を見ることがあります。

その後、熱は次第に下がり、発疹が出て4～7日位で平熱になります。

発疹は、鮮紅色から黒味をおびた褐色の色素沈着となり全身に残ります。（この色素沈着は2週間～2カ月の内にいつの間にか消えます。）

はしかは昔から、「命定め」と恐れられていましたが、現在でも死亡例がみられる重い病気です。熱が下がって体力が回復するまで大事にしてください。

はしかの潜伏期間は、約10～12日です。

「水痘（水ぼうそう）」

なんとなく身体の調子が悪く、多少熱っぽい感じがします。その時、身体に痒みを伴う小さな発疹がいくつか見られます。

発疹は、じきに全身に広がって水疱になり、1～2日経つと破れて乾燥し黒褐色のかさぶたになります。この発疹は、頭皮や粘膜にも現れ、水疱やかさぶたの他に赤い発疹も混じっているのが特徴です。

（新しい発疹が出ている間は、伝染する力が強いので登園できません）

潜伏期間は、約14～21日です。

解熱剤のアスピリンはライ症候群（重症脳障害と劇症肝炎）を起こすことがあるため、使用してはいけません。治療薬がありますので、早めに受診し早期に内服を開始することをお勧めします。

予防注射は任意接種となり、有料です。発病の可能性を低くしたり、発病時の軽症化に有効です。

「流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）」

熱と前後して両頬から耳の下、あごにかけて腫れます。口を開いたり触れたり、物を噛む時に痛みを訴えます。（酸っぱいものを食べても痛む）

熱は38℃前後のことが多いのですが、40℃くらいの高熱となることもあります。発熱の期間は、おおむね1～3日前後。

腫れはだいたい片方に出現し、1～2日のうちに両側に広がります。（約7～10日で腫れが消失します）腫れが完全に治るまでは、感染力が強いため、登園できません。

合併症としては、髄膜炎が多く約2～10%の頻度で出現します。熱、頭痛、嘔吐などの症状には十分注意してください。難聴をきたすこともあります。睾丸炎は園児の年齢では稀です。

予防接種は任意接種となり有料です。発病の可能性を低くしたり、発病時の軽症化に有効です。

「風疹（三日ばしか）」

熱が出て、くしゃみ、咳など風邪のような症状とリンパ節腫、目ヤニが出ることもあります。それとほぼ同時に「はしか」と同じような発疹が現れます。

風疹は、はしかとは別の病気ですが、発症時この両者を区別しかねる場合があります。しかし、「はしか」の発疹は病気が治った後も、しばらくの間は色素沈着になって全身に残るのに対し、風疹の場合は2～4日位で熱も発疹もほとんど消えてしまいます。このため、「三日ばしか」といわれます。

風疹は稀に脳炎や血小板減少性紫斑病を合併します。1歳を過ぎると、公費で予防接種が受けられます。潜伏期間は約14～21日です。

「百日咳」

予防接種が乳幼児に広く行われるようになったことで、典型的な百日咳は稀にしか見られなくなりました。しかし、これは非常に感染しやすい病気なので注意しなければなりません。流行期は夏です。

はじめの1～2週間は咳が出る。というだけで、あまり特徴のある症状はみられませんが次第に特徴のある咳が出るようになります。咳が出始めると、顔を真っ赤にして苦しがり、けいれん性の咳をします。

昼間より夜のほうが多く、そのため睡眠も妨げられます。咳と一緒に食べ物も吐いてしまいます。

このような状態も3～4週間すると大体おさまり、次第に咳も少なくなります。登園可能となる基準は、特有の咳が完全に出なくなってからです。

感染力は「はしか」「水ぼうそう」と並んで非常に強く、特に生後2～3カ月以前の乳児が感染すると重症になります。入園前には是非、DPT(三種混合ワクチン)接種を済ませておきましょう。予防接種は公費で受けられます。

潜伏期間は約14～21日です。

「咽頭結膜熱（プール熱）」

発熱、咽頭炎、結膜炎の三つの症状がこの病気の特徴です。特に夏、プールの水を介して流行することが多いので「プール熱」といわれています。これはアデノウイルス3型などのウイルスによるものです。

熱は、3～7日位続いてから下がりますが、結膜炎の症状は2～3週間続きます。流行性角結膜炎と似た症状で、目が真っ赤になります。黒眼まで炎症が及ぶと角膜に傷を残し、視力障害を起こすことがありますので注意が必要です。

プールに入った3～4日後に多く発病します。結膜炎の症状が残っている間は、登園できません。

「溶血性レンサ球菌咽頭炎（溶連菌感染症）」

菌の感染を受けると、発熱と扁桃炎か咽頭炎の症状が出現します。時に、発疹と舌のイチゴ様の変化(イチゴ舌)を伴います。1週の終りから2週にかけて指の先の皮膚がむけてくることもあります。

稀に1～4週間後に腎炎(尿検査が必要)や、リウマチ熱を起こすことがありますので注意が必要です。潜伏期間は約3～4日(時に2週間のこともあります)です。

治療薬があります。早めに受診し早期に内服を開始することをお勧めします。

「手足口病」

風邪のような症状から始まり、手のひら、足の裏、関節の伸側付近やお尻などに小水疱性の発疹ができます。(時に38℃位の熱が出ることもある)

また、口の中の粘膜、舌、歯肉部などに1~5mmの水疱やアフター(潰瘍)が出現します。全身症状が少なく経過は良好で1週間位で治りますが、時に重症化することがあります。

ウイルスは腸内で増殖し、便から排泄されるので集団発症することも少なくありません。2種類以上の原因となるウイルスが判明していますので、2~3回発病することもあります。

ことに、エンテロウイルス71は無菌性髄膜炎を起こすことがあるので、注意が必要です。

潜伏期間は約2~7日です。

「伝染性紅斑(りんご病)」

春から夏に多く、特徴は紅斑が顔に現れて両頬が赤くなり、それが鼻の付け根のところまで連続しています。よく注意してみると顔だけでなく、手や足にまでレース模様の発疹が見られます。

発疹が消えてからも、日光や寒暖の刺激でまた現れることがあります。

原因はヒトパルポウイルスで、ウイルスが排泄されるのは感染後約7~12日頃です。発疹が出るのはそれより遅く、約17~18日後とされています。

伝染病を予防するためには患児を隔離することがもっとも重要な手段ですが、りんご病の場合は、発疹が出たときにはすでにウイルスの排泄がなく、感染力が無くなるといわれています。

妊婦が感染した場合は、妊娠の全期間で胎児水腫を起こす危険性があるので注意が必要です。

潜伏期間は約7~25日です。

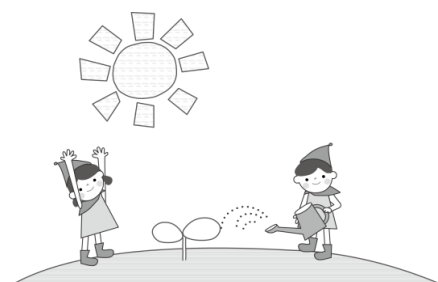
「ヘルパンギーナ」

夏風邪の一種で突然の発熱(38~39℃)で始まり1~5日高熱が続きます。その間、咽頭の痛み、食欲不振や不機嫌といった症状が見られます。

咽頭周辺に小さな水疱ができて炎症を生じ、扁桃炎を起こします。水疱は1日位で破れて潰瘍を作り、このような時期にもものが触れると、しみたり、痛みを伴い不機嫌になります。

塩味、酸味、熱いものを避け、軟らかい物や水分と栄養に富んだ物を少しずつあげましょう。約1週間程度で治癒します。

潜伏期間は約2~6日です。



「インフルエンザ」

寒気と突然の発熱(38~40℃)、だるさと頭痛、全身の関節痛、腰痛などが出現します。(鼻汁、咳、咽頭痛などもある)発病後2~3日頃から気管支炎を併発し、咳が出ることも多くあります。潜伏期間は数時間~4日です。

＜水ぼうそう＞と同様にアスピリンは絶対に使用してはいけません。治療薬がありますので、早めに受診し早期に内服を開始することをお勧めします。

合併症には中耳炎の他に、肺炎、脳炎、心筋炎など重症なものが多いので特に注意が必要です。予防接種は任意接種となり、有料です。

発病の可能性を低くしたり、発病時の軽症化に有効です。

「感染性胃腸炎」

軽い風邪症状に続いて、吐き気や下痢などの症状が出現します(どちらか一方のこともあります)

＜お腹の風邪＞と診断されるものの多くは、この病気です。

原因の多くはロタウイルスや小型球形ウイルス(ノロウイルス等)によるものです。感染性が強く、施設内での流行が簡単に起こります。

下痢や嘔吐を繰り返すため、脱水に陥りやすく時には補液のため入院を必要とすることもあります。下痢の多くは8日以内に正常便に戻ります。

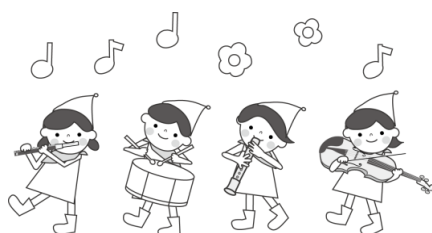
嘔吐物や糞便にウイルスがたくさん排出されるため、取り扱いに十分注意してください。手洗いをよくしましょう。潜伏期間は約2~3日です。

「マイコプラズマ感染症（マイコプラズマ肺炎）」

マイコプラズマという微生物によって起こります。発熱、咳が主な症状ですが咳は次第に激しさを増し、熱が下がっても数週間続き肺炎を起こすこともあります。

肺炎全体の10~30%が本病ですが、一般的に軽症です。

4年周期でオリンピック開催年と一致して流行があるとされてきましたが、近年では地域的に絶えず小流行が見られます。潜伏期間は約2~3週間です。



「流行性角結膜炎（はやり目）」

まぶたの裏側と眼球の白目を覆っている粘膜を結膜といい、この部分がウイルスや細菌などにおかされると炎症をおこして赤く腫れ、涙や目ヤニが出ます。

特にアデノウイルス8型などによる結膜の炎症は、非常に感染力が強く俗に＜はやり目＞といわれています。乳幼児の潜伏期間は約2～3日で次のような症状が現れます。

- ①目が赤く充血します。
- ②目ヤニが出て、涙もよく出ます。
- ③まぶたが腫れあがり、まぶたの裏側がザラザラに荒れます。
- ④小さい子どもの場合は、まぶたの裏側に白く濁った膜ができ、それが腫れると出血を起こします。よく血の涙が出たと驚くのは、このためです。
- ⑤耳前部リンパ節腫脹が見られます。

1～2週間で良くなるのが普通ですが、黒目(角膜)の部分まで侵されると治りにくくなるので注意が必要です。強い感染力があるため、涙や目ヤニに触れないようにしてください。

タオルや手拭きなどの共有も避けるべきです。このウイルスに効果的な薬はないので、予防に努めることが大切です。手洗いは石鹸と流水で十分に行いましょう。結膜炎の症状が残っている間は登園できません。

「伝染性膿痂疹（とびひ）」

大部分はブドウ球菌が原因です。水疱ができ、やがて黄色く濁り破れて、かさぶたになります。次々と広がり数もふえていきます。広がり方が、火事の飛び火に似ているので「とびひ」といわれています。

とびひは、触れると感染します。治療は、抗生剤の内服と抗生剤の軟膏を塗ったガーゼでとびひの部分覆います。夏の盛りに多いので、身体を清潔にするように心がけましょう。虫刺され部分から感染しやすいので、掻きむしらないようにケアしてあげましょう。

参考

「突発性発疹」

主として2歳以下の乳幼児に発病します。3～4日の間、発熱が続き解熱とともに胸腹部から顔面、手足にかけて淡紅色の発疹が出てきます。発疹は、色素沈着を残さずに2～3日で消えます。

時には、下痢を伴うこともあります。

発疹が出てくると、解熱したにもかかわらず翌日にかけて不機嫌になります。感染源、感染経路は母親の経口及び、飛沫感染といわれています。まれに、二度かかることがあります。

潜伏期間は約5～15日です。

6. 保育園からの連絡

園内で感染症の確認がとれた場合、各保育室前の掲示板に「感染症のお知らせ」を掲示させていただきます。

登降園時には、必ず掲示板を確認するようお願いいたします。

不明な点がある場合は、お問い合わせください。

当園では、病児保育は行っておりません。登園前に、体調の悪いお子さまはお預かりできませんので、ご了承ください。

多くの病気において、休息は何よりも快復の手助けになります。あたたかな家庭での看護を、お願いいたします。

保育園で体調が悪くなった時、ケガをした時は、保護者の方に連絡をさせていただきます。

(特に重篤な症状がなくても、ご連絡をさせていただくことがあります。)

連絡がしやすい方、連絡方法など詳しくお知らせください。



7.「独立行政法人 日本スポーツ振興センター」について

体育の振興と園児の健康の保持増進を図るため、学校安全等の普及充実を目的とした法律に基づき「独立行政法人 日本スポーツ振興センター」が設置されています。保育園では全園児を対象として、保育園の管理下(通園中も含む)における園児の災害に関する必要な給付について、センターとの間に災害給付の契約をしています。

尚、災害給付の主な内容は以下のとおりです。

1.医療費

その原因が保育園管理下で生じたもので療養に要する総医療費が5000円以上かかった場合、給付基準により計算された額が支給されます。

医療費の給付金額は、療養に要した費用と医療費総額の1割を加算した額となります。現在は乳児医療証があるため、医療総額の1割が支給されることとなります。

2.障害見舞金

保育園管理下に発生した障害に対し、その程度において障害見舞金が支給されます。但し、通園中について、通常の経路の往復に限ります。

3.死亡見舞金

保育中及び通園中によるものに対し、死亡見舞金が支給されます。但し、通園中について、通常の経路の往復に限ります。

医療費請求から給付支払いまでに、日数がかかりますのでご了承ください。



治癒証明書・登園許可書

園児名

備考

病名

発病月日 月 日

登園可能日 月 日

平成 年 月 日

医療機関名

医師名



提出先: 双葉の園保育園 (目黒区大橋2-16-6 TEL.03-3465-0270)

キリトリ

治癒証明書・登園許可書

園児名

備考

病名

発病月日 月 日

登園可能日 月 日

平成 年 月 日

医療機関名

医師名



提出先: 双葉の園保育園 (目黒区大橋2-16-6 TEL.03-3465-0270)